

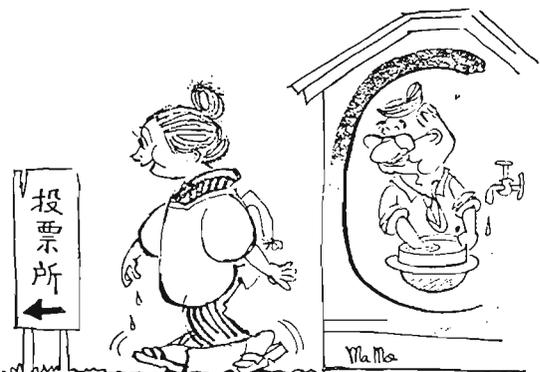
選挙特集

としま 広報

発行 東京都豊島区 豊島区東池袋1-18-1 ☎[981] 1111 千170 編集 企画部広報課

区民の皆さまにお願い
4月28日(月)は、区議、区長選挙の開票日にあたります。この日は、区役所職員の一部が開票事務に従事しますので、区民の皆様にはご迷惑をおかけすることもあろうかと存じます。
区役所にご用のある方は、できるだけお早めにご用をすませるようご協力をお願いします。

豊島区の明日を選ぶこの一票



(カト 森 吉 正 照氏)

投票日

4月27日

ヒト走り

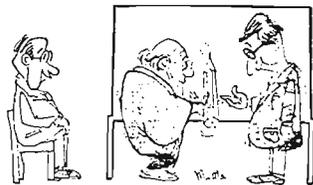
投票時間 午前7時～午後6時

区議会議員選挙 区長選挙

こんどの選挙では、私たちに最も身近な区議会議員選挙と、昭和27年に区長選制が廃止されて以来初めての区長選挙が、あわせて行われます。どちらも告示日は4月17日、投票日は同月27日です。明るい選挙を実現するため、候補者やその運動員はもちろん、一般有権者も法律をよく守り、投票日には、みんな投票しましょう。

▽今回の選挙で投票できる方
①昭和30年4月28日以前の出生者
②昭和50年1月15日までに豊島区に転入届を出して、住民基本台帳に登録されており、
③投票日(4月27日)現在引き続いて豊島区に居住している方です。
▽投票の順序と投票用紙の色別
① 区議会議員 投票色 桃色
② 区 長 投票色 黄色
▽点字投票
目のご不自由な方で、点字投票をなさりたい方は、投票所の係員に申し出て下さい。
▽投票所整理券
投票所整理券は、4月13日に行われた都知事、都議会議員補欠選挙の際に持ち帰った整理券を持参して下さい。
また、13日の選挙のときに資格がなく投票できなかった方で、今回の区議会議員、区長選挙では投票できる方には、4月15日ごろに投票所整理券を交付します。
▽代理投票
身体がご不自由で字の書けない方は、本人が直接投票所の係員に申し出て下さい。かわって書いてもらえます。法律により絶対秘密が守られますので、安心して申し出て下さい。

不在者投票



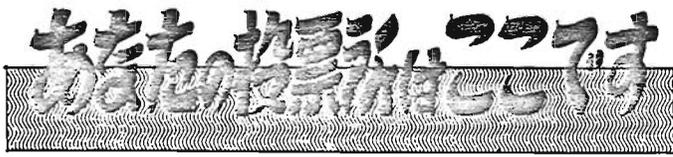
「代理投票」
文字の書けない人は、代って書いてもらえます

▽不在者投票のできる方
投票日に、つぎの理由で投票所へ行けない方に、不在者投票の制度があります。棄権することなく必ず投票しましょう。
①選挙の当日、自分の投票区域外で、仕事、職務に従事の方や、または出張中の方。
②やむを得ない用務、事故のため旅行中の方。
③出張、手帳等で投票日に投票所に来られない見込みの方。
▽不在者投票のできる期間
豊島区議会議員、豊島区長選挙ともに、4月17日から4月26日までの毎日午前8時30分から午後5時まで。
▽不在者投票の方法
①選挙人名簿に登録されている選挙管理委員会に行き、直接その場で、「不在者投票申請書」を提出して投票用紙の交付を受け、投票することになります。その際印かんをこ保持して下さい。
②名簿登録地の選挙管理委員会に出向いて不在者投票を行うことが困難な方は、「不在者投票申請書」(用紙は選挙管理委員会にあります)を同封して郵便などにより選挙人名簿に登録されている選挙管理委員会に投票用紙などを請求して下さい。その際の返信用

切手はいりません。
請求を受けた選挙管理委員会は次の用紙をお送りします。
★投票用紙(自宅などで候補者名を記載すると無効です)
★不在者投票用封筒
★不在者投票証明書のついた封筒(この封筒を開きますと投票できません。)以上を受けとった方は旅行先や、滞在先の選挙管理委員会に出向いて投票して下さい。
▽指定病院に入院中の方
指定病院に入院中の非行困難な方は、院長に申し出ますと、院長が投票用紙などを請求してくれます。投票は、院長の指定する場所です。重病の方は、ベッドでもできます。
▽郵便による不在者投票
これは、身体に重度のご不自由がある有権者について、選挙権行使の手段を拡充するための制度です。
★郵便による不在者投票のできる方
有権者で、身体障害者手帳または、戦傷病者手帳の交付を受けている方で、その方の両下肢等の不自由な程度について別表の要件を満たす方に限られます。

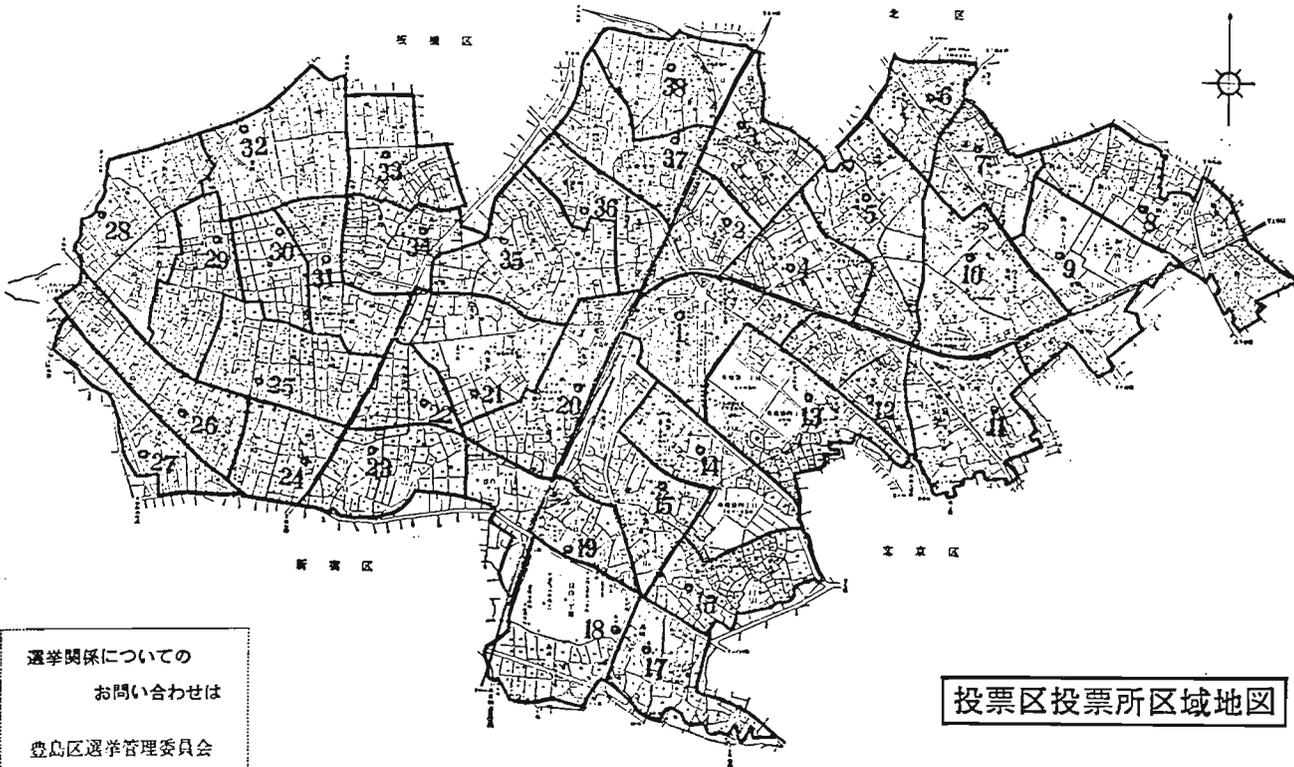
要件	身体障害者手帳	戦傷病者手帳
下肢	1級	特第2項
両下肢	2級	特第1項
心臓、呼吸器	1級	特第3項
じん臓、聴覚	3級	特第2項

などの承認を得たうえで掲示できます。
なお、承諾を得ないで掲示されたポスターは、居住者などが撤去できます。
★個人演説会
候補者が、公営施設を使用して個人演説会を開催する場合は、開票2日前までに選挙管理委員会に届け出て、投票日前日まで個人演説会を開催できます。
★街頭演説
午前7時から午後8時までの間何回でもできますが、同時に2か所以上ではできません。
★連呼行為
原則として、することができません。ただし、次に掲げる場合は許されています。
①演説会場および街頭演説(工場等の敷地内で行う演説等を含む)の場所とする場合。
②選挙運動用自動車(船舶)の上において午前7時から午後8時までの間にする場合。
以上の場合には、連呼行為をすることがありますが、学校、病院、診療所等の近くでは、静かにしなければなりません。
★戸別訪問
戸別訪問は禁止されています。しかし、電話による投票依頼、電車やバスの中あるいは道路上で出合った知人、友人にその機会を利用して投票依頼をすることはできます。
◆立会演説会
みなさんに、直接候補者の政見や主張を聞いていただくために、豊島区長選挙候補者の立会演説会を、参加候補者が2人以上ある場合次のように開催します。
○豊島公会堂(東池袋1-19-1)
4月23日(水)
午後7時から
○区立平和小学校(千早町2-12)
4月24日(木)
午後7時から



投票区	投票所	投票区の区域	投票区	投票所	投票区の区域	投票区	投票所	投票区の区域	
1	豊島区役所	東池袋 1丁目 全域	15	雑司が谷中学校	南池袋 1丁目 全域	27	長崎中学校	南長崎 3丁目 1~23	
		" 2丁目 34~63			(南池袋 3-18-12)		" 3丁目 "		" 4丁目 1~10
		" 3丁目 2~15			雑司が谷 3丁目 "		" 5丁目 1~10		" 6丁目 1~9
2	豊島幼稚園	上池袋 2丁目 全域	16	高田小学校	雑司が谷 1丁目 全域	28	大成小学校	長崎 5丁目 全域	
	(上池袋 2-35-22)			" 2丁目 "			(長崎 6-16-1)	千早町 4丁目 "	
3	池袋第一小学校	上池袋 3丁目 全域	17	高南小学校	高田 1丁目 全域		29	千早小学校	長崎 4丁目 全域
	(上池袋 4-28-1)			" 2丁目 "		(千早町 3-21)		千早町 3丁目 "	
4	豊成小学校	上池袋 1丁目 全域	18	高田中学校	目白 1丁目 全域	30		平和小学校	千早町 2丁目 全域
	(上池袋 1-18-24)			目白 1丁目 1			(千早町 2-12)		
5	西果鴨小学校	西果鴨 1丁目 全域	19	目白小学校	目白 2丁目 全域		31	要町小学校	千早町 1丁目 全域
	(西果鴨 1-27-1)			" 3丁目 "		(要町 2-7)		要町 2丁目 "	
6	朝日中学校	西果鴨 3丁目 全域	20	芝浦工業大付属高等学校	西池袋 1丁目 全域	32		千川小学校体育館	要町 3丁目 全域
	(西果鴨 4-9-1)			" 2丁目 "			(要町 3-41)	千川町 1丁目 "	
7	朝日小学校	果鴨 4丁目 27~44	21	池袋第三小学校	西池袋 3丁目 全域		33	高松小学校	高松 2丁目 全域
	(果鴨 5-33-1)			" 5丁目 "		(高松 2-35)		" 3丁目 "	
8	駒込小学校	駒込 1丁目 全域	22	道和中学校	西池袋 4丁目 全域	34		千川中学校	要町 1丁目 全域
		" 2丁目 "						(高松 1-16)	高松 1丁目 "
		" 3丁目 "		23	真和中学校		目白 4丁目 全域	35	大明小学校
	" 4丁目 "			" 5丁目 "		(池袋 2-1053)	" 3丁目 "		
	" 6丁目 "		24	富士見台小学校	南長崎 1丁目 全域	36	池袋第五小学校体育館		池袋 1丁目 全域
9	仰高小学校	駒込 4丁目 1~26		(南長崎 1-10-5)	" 2丁目 "			" 4丁目 "	
	(駒込 5-1-19)		25	長崎小学校	長崎 1丁目 全域		37	池袋第二小学校	池袋本町 1丁目 全域
10	清和小学校	果鴨 3丁目 1~26		(長崎 2-6-3)	" 2丁目 "			" 2丁目 "	
	(果鴨 3-14-1)		26	椎名町小学校	南長崎 3丁目 10~42	38		文成小学校	池袋本町 3丁目 全域
11	果鴨小学校	南大塚 1丁目 全域		(南長崎 4-30-5)	" 4丁目 24~44			" 4丁目 "	
	(南大塚 1-24-10)				" 5丁目 11~33				
12	西果鴨中学校	東池袋 2丁目 1~33			" 6丁目 10~38				
	(南大塚 3-18-1)								
13	大塚台小学校	東池袋 3丁目 1~16							
	(東池袋 4-40-1)								
14	日出小学校	南池袋 2丁目 全域							
	(南池袋 2-45-1)								

下記の区域にお住まいの方は、投票所が変更になりました。……投票所整理券をよくお確認のうえ投票してください。
 >池袋2丁目、池袋3丁目全域のみなさんは区立池袋幼稚園から大明小学校に投票所が変わりました。



選挙関係についての
 お問い合わせは
 豊島区選挙管理委員会
 電話 981-1111

投票区投票所区域地図